

最良執行方針

尼崎信用金庫

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当金庫では、お客様から次の対象銘柄の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従います。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) グリーンシート銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

(1) 上場株券等

当金庫は金融商品仲介業務としてお客様の注文を取り扱うこととしております。したがって、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて当金庫が契約する証券会社（以下「委託証券会社」という。）に取次ぎいたします。

委託証券会社は、同社の定めた執行方針に基づき執行を行います。

なお、当金庫が注文を取次ぐ委託証券会社の最良執行方針は別添のとおりです。

(2) 取扱有価証券（グリーンシート銘柄）

当金庫では、委託証券会社が当該銘柄の取り扱いを行っている場合のみ、委託証券会社に注文を取次ぎます。委託証券会社の最良執行方針は別添のとおりです。

3. 当該方法を選択する理由

当金庫は、金融商品仲介業務を行っており、委託証券会社へ注文を取次ぐ方法しか採用できません。

4. その他

- (1) お客様から執行方法に関するご指示（執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった注文については、委託証券会社に取次ぎ、ご指示いただいた執行方法により執行いたします。
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以 上

平成 17 年 4 月制定

平成 19 年 9 月改正